



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q** 育児休業の給付が最近変わったそうですが、わかりやすく教えてください。

**A** 出産・育児関係の給付は少子化対策のため、育児休業が取りやすくなるようにドンドン変わっています。

ロウムカフェ第16回(2013年7月号)にご紹介した時の育児休業給付金の給付率は50%でした。平成26年4月からは育児休業開始180日目まで給付率が67%と引き上げられ、181日目から子が1歳になるまでは従前の50%の給付となります。育児休業開始半年間は給与の2/3を支給するという事です。

育児休業給付金は雇用保険から給付され、(原則2か月ごとに申請)給付金は非課税のため所得税もかかりませんし、翌年の住民税算定額にも含まれません。手取り賃金で比べると、育休前の約8割が支給されます。

例えば給与23万円の被保険者が育児休業する場合、次のようになります。

育児休業前		育児休業中	
給与	230,000	育児休業給付金	154,100
所得税	5,000	所得税	0
社会保険料	30,000	社会保険料	0
雇用保険料	1,200	雇用保険料	0
住民税	15,000	住民税	15,000
手取り	178,800	手取り	139,100

休むと収入が減るからと、赤ちゃんを産むのをためらっている方もこれなら、子育てをする期間会社を休んでも良いかな?と思っていただけなのではないでしょうか?

昇給や賞与については働いていない期間の分は減額されますが、それは仕方がないでしょう。ノーワーク・ノーペイは原則です。

従来から、産前産後期間は健康保険から従前給与の約2/3の給付がありましたが、これで育児休業開始後半年間も同様に、雇用保険から2/3が受けられるようになりました。

**Q** 育児休業中に働くと給付金がもらえないこともあると聞きましたが、どのようになっているのでしょうか?

**A** 育児休業中と言えば育児に専念するために休んでいるので、絶対に働いてはいけないうのかと言うとそうではありません。育児休業中に代わりの人が来てもその業務に慣れている休業中の方のアドバイスが欲しいとか、この日だけなら出勤できるとか、少しだけなら働いても給付を受けることができます。

その、少しだけ働いても受給できる限度が10日で、11日以上働くとその月1ヶ月分の給付を受けられませんでした(10日以内でも支給された賃金が一定以上なら給付が減額されます)。

平成26年10月1日からは、10日を超えて働いても1ヶ月「80時間以下」であれば受給できるようになります(賃金額による減額は同様です)。

その他、10月1日より「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」と「育児休業給付金支給申請書」の様式が変わりますので、実務ご担当の方はご注意ください。

パパ・ママが両方育児休業を取れば夫婦合わせて1歳2ヶ月まで休むことができる「パパ・ママ育児プラス制度」もあります。67%の割増給付は夫婦それぞれで180日目まで受けられて有利ですので、育児休業給付金が拡大した今こそパパが育休を取るチャンスです。

育児休業中の社会保険料は会社も被保険者も免除されますが、厚生年金は保険料を掛けたものとみなして計算され、将来受け取る年金も安心。

平成26年4月からは産前産後休業期間の社会保険料も免除となりましたので、産前産後と育児休業を合わせて、すべての期間保険料免除となり、わかりやすくなったのも嬉しいですね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980